

くらし支える相談センターニュース 第15号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2014年7月31日発行

相談センターの部屋の有効活用すすむ
登録相談員 31人 → 32人 (増)
募金活動推進中! (4月以降 61人の方から 294,100円)

6月は、後半持ち直し、ほぼいつもの月通りの相談件数でした。相談センターのブログを更新したせいか、「インターネットで相談センターを知った」相談者が目立ちます(相談13件中インターネット4、不明4、会員関係3、チラシ1、一般紙1)。

「たまり場」での催し物がいろいろあり(無料塾、郷土史研究会など)、部屋の有効活用がすすんでいます。相談員の参加が、実・延数ともに増えました。新たに相談員として社会福祉士と社会保険労務士の資格を有する方が登録、登録相談員は32人になりました。

募金活動にも力を入れています。4月以降、61人の方から294,100円が寄せられました。引き続きご協力をお願いします

最近の相談から 相談事例と おしらせします

●相談内容

60代の女性から。4年前、父と母より各500万円、計1000万円の生前贈与を受けることになり、今年の5月、父から約500万円振込があった。どのような手続きが必要か。

●相談対応

税法の知識が必要なため電話では難しく、来所してもらい弁護士が対応。税理士の助言を受け、アドバイスを相談者に行う。

振込まれた生前贈与500万円について、相続時精算課税の活用を助言。これにより、65歳以上の親から20歳以上の子に対し2500万円の範囲内の生前贈与は贈与税の納付は必要ない(2500万円を越える部分は20%の贈与税)。父が死亡し相続が発生した場合に生前贈与された財産を加算して相続税を納付する。相続財産が相続税の基礎控除額である5000万以下の見込みであれば、相続税も納付する必要はない。基礎控除額を超えた場合は、相続税が発生するが支払い済み

の贈与税額を控除することになる。但し、相続時精算課税の適用を受ける場合には、確定申告が必ず必要なので注意すること。

H27.1.1～

相続税のしくみが かわります

「相続税の仕組みが変わる」ということは聞いたことがあるかもしれませんが、具体的にどのように変わるかご存知ですか。

大きく影響してくるのが基礎控除額が下がることです。これまで「5000万円+1000万円×法定相続人の数」でしたが、H27年1月1日から「3000万円+600万円×法定相続人の数」になります。

基礎控除の範囲内であれば、相続税の申告も不要でしたが、申告が必要になるケースも増えてくるでしょう。

実際に相続財産が不動産などしかない場合には、相続税がかかると支払のための現金がないために困ってしまうケースもでてくると思います。相続税の仕組みとしては、基礎控除以外にも、不動産などの場合には、特例として相続税の減税が認められるケースもありますから、相続財産が基礎控除より多

そうな場合には、早めに専門家に相談することがベストです。

亡くなる前に、贈与税のかからない範囲で少しずつ財産を移動させるなど、生前の対策を考えた方がよい場合もあると思いますが、まずは、専門家に相談しましょう。

(弁護士 加藤悠史)

相談員研修会

相談員でない方の参加
大歓迎



●とき：8月18日（月）
6時30分～

- ところ：北生涯学習センター
- テーマ：エンディングノート
- お話しする人：山内弁護士

「エンディングノートってどんなものなのか」を知り、「具体的にどのように活用できるのか」を一緒に考えましょう。

相談活動

交流会



●とき：9月27日（土）
午後1時30分～

●ところ：わかばの里ホール
(北医療生活協同組合)
地下鉄「志賀本通」近く

●内容：相談窓口づくりと経験交流
格差・貧困が広がる社会。くらしが大事に至らない前に、アクセスしやすい、頼りがいのある相談窓口が求められています。

河川・旧街道の 歴史・由来など話し合い

第1回 郷土史研究会

7月10日、第1回郷土史研究会が開催されました。この日、メンバーの1人が出席できなくなりましたが、新たに1人加わり、3人が参加しました。

北区の地図に河川、旧街道を記したマップをもとに、歴史や由来など各自の知見を出し合う、楽しい話し合いとなりました。今後しばらく同じテーマを続けることになりました。多くのみなさんの参加

をお待ちしています。

第2回は、8月21日（木）

10:00～12:30

相談センターにて。

CD・LPを聴く会 次回は… 反戦歌

クラシックとしゃぶしゃぶ鍋で盛り上がった第9回CD・LPを聴く会は8人の参加で、音楽とお酒に酔いしれました。次回は、「反戦歌」。11月15日（土）、入谷宅の予定です。

おしらせ……

- 無料塾などの相談センター活用にとともに、8月6日（水）午後1時30分から、部屋を整理整頓します。ご協力ください。
- 北法律事務所の盆休みに合わせ、くらしささえる相談センターも、8月13日（水）～15日（金）までお休みします。
- 相談センターをPRするポスターが残っています。地域や室内への掲示・普及にご協力ください。古くなったポスターは貼り替えましょう。必要枚数をご連絡ください。

くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<無料法律相談も>

毎週金曜日13時30分～15時

くらし支える相談センターにおいて
事前予約制です。相談センターまで

<相談センターのホームページ>

www.kurashi-soudan.info/

<相談センターのブログ>

ameblo.jp/kurashisoudan/